

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年蕨市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項を削る。

第 5 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の報酬等条例の規定を適用する場合においては、改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の報酬等条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和 7 年 1 月 20 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄